

2019年5月31日

株式会社 SBJ 銀行

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」 公表に伴う預金規定等改定について

当行は、金融庁より2018年2月に公表された「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、2019年6月より、預金規定等を改定いたします。

規定改定後は、新規取引開始時にお取引目的やお客さまに関する情報等を従来よりも詳細に確認させていただく場合があります。また、既にお取引のあるお客さまにおいても、お取引の内容や状況に応じ、お客さまのお取引の目的やお客さまに関する情報等を、窓口や郵便等により再度ご確認させていただく場合があります。その際、各種確認資料等のご提示をお願いする場合があります。

また、外国人のお客さまは、新規取引開始時に、在留期間・在留資格等の確認をさせていただきます。既にお取引がある外国人のお客さまの場合でも、在留期間・在留資格等の確認をさせていただく場合があります。

なお、当行が求める情報や資料のご提出について、適切にご対応いただけない場合、新規のお取引をお断りさせていただく場合があります。また、既にお取引いただいているお客さまにおかれましては、お取引を制限等させていただく場合があります。

1. 対象となる主な預金規定

2019年6月10日 (月)より改定	●普通預金規定
	●普通預金規定(無利息型)
	●普通預金規定(メールオーダー型)
	●普通預金(インターネット専用)規定
	●普通預金(アプリ開設型)規定
	●年金受取普通預金「年金プラスα」規定
	●年金受取普通預金「年金プラスα」(インターネット専用)規定
	●外貨普通預金規定
	●外貨普通預金(インターネット専用)規定
	●当座勘定規定

2. お客さま別の改定規定の適用日

お客さまの当行でのお取引開始日	改定規定の適用日
2019年6月7日以前のお客さま	2019年8月1日(木)
2019年6月10日以降のお客さま	2019年6月10日(月)

※オンライン・アプリ等の非対面でのお取引の場合には、当行での処理が完了した日をお取引開始日とします。

3. 主な改定内容

(例：普通預金規定)

普通預金規定について、以下の条項を新設・追加いたします。

普通預金規定以外の規定についても、同様の改定を行います。

13. 解約等

(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
- ② この預金の預金者が第 11 条第 1 項に違反した場合
- ③ 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項および第 12 条第 1 項に定める預金者情報等の各種確認や提出された資料に関し、偽りがあることが明らかになった場合
- ④ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- ⑤ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- ⑥ 預金者が口座開設時に申告した事項に虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ⑦ 上記①から⑥までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じない場合

「取引の制限等」条項の新設

12. 取引の制限等

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、当行が指定する情報（以下、「預金者情報等」といいます。）に関して、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。また、預金者情報等に変更があった場合には速やかに当行に届出てください。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対し、預金者から正当な理由なく当行が指定した期限までに回答いただけない場合、預金者情報等に変更があったにもかかわらず届出がない場合、その他預金者が本規定に違反または預金者情報等に照らし預金者との取引を継続することが不適切であると当行が判断した場合には、入金・払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 第 1 項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 前 2 項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの合理的な説明等にもとづき、取引の一部を制限した事由が解消されたと当行が認める場合、当行は前 2 項にもとづく取引等の制限を解除します。

改定後の普通預金規定は[こちら](#)をご覧ください。

以上

◆ 本件についてのお問い合わせ先 ◆

SBJ 銀行コールセンター 0120-015-017 [通話料無料]

《受付時間》 平日 9 : 00 ~ 18 : 00 (土日・祝日・年末年始を除く)